

資料2

(懇話会資料)

ウクライナ避難民の受入れについて

神奈川県 国際文化観光局

令和4年7月23日

2月24日、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始

2月25日、本会議において知事所感の発信

- 本県としても、経済への影響をはじめ、今般の軍事侵攻に伴う様々な問題に適切に対応していきたい。

3月2日、岸田首相の表明

- 知人や親族が日本にいる人の受入れを想定し、人道的な観点から対応。

本県の対応

「令和3年度第1回かながわグローバル戦略推進本部」(3月7日)

「ウクライナ避難民支援等対策会議」の設置・開催

(令和3年度 第1回 3月9日・第2回 3月24日、令和4年度 第1回 4月8日)

「ウクライナ避難民支援相談窓口」の開設 (3月10日～)

駐日ウクライナ大使との面談(3月10日)・駐日ポーランド大使との面談(3月16日)

「ウクライナ避難民の受入に関する支援チーム」の発足 (4月13日)

ウクライナからの避難民の状況



ウクライナからの避難民 870万人以上(7月5日現在)
日本で受け入れた避難民 1,505人(7月11日現在)

県内の受入 99人 (7月5日現在県把握分)

横浜市79人・川崎市1人・相模原市3人
横須賀市3人・平塚市1人・鎌倉市4人
藤沢市2人・茅ヶ崎市2人・大和市3人
二宮町1人

当面、毎週、政府がポーランドからの直行便借上げ、渡航支援
(7月10日現在 115人)

※人数は入国時に身元保証人のいない避難民入国者数

ウクライナ避難民相談窓口への相談状況 (7月8日現在)

相談件数 510件 (そのうち、避難に関する相談 97件)
神奈川県への避難の具体的な相談案件 13件24人



県内の避難民の受入は今後も一定程度想定される

今回のウクライナ避難民の在留資格

国外

「短期滞在(90日)」の査証を発給

人道支援の観点から、申請すると特例的に

国内

「特定活動(就労制限なし・1年)」へ在留資格を変更

※ 2021年2月 ミャンマーからの緊急避難と同様の扱い

住民登録が可能

他の外国籍県民と同様の行政サービスを楽しむ可能

※生活保護に準じた適用も含む



国の避難民への主な支援策（その1）



一時滞在施設（国の借上げホテル）滞在中

- 生活費 12歳以上 日額1,000円（11歳まで 日額500円）
食事は国が別途負担
- 医療費・日本語教育費・就労支援（職業訓練）費 → 実費負担

一時滞在施設（国の借上げホテル）退所後

- 生活費 12歳以上 日額2,400円（11歳まで 日額1,200円）
- 医療費・日本語教育費・就労支援（職業訓練）費
→ 必要に応じて実費負担
- 退所時一時金 16歳以上 16万円（15歳まで 8万円）



身元引受のない人

参考

日本財団による支援



- 渡航費 実費（上限30万円/1人）
- 生活費 1名につき100万円/年（1家族あたり300万円/年上限）
- 住環境整備費 1戸につき50万円（一律）

身元引受のある人

国の避難民への主な支援策（その2）



各分野におけるウクライナ避難民への対応方針

教育（避難民の児童生徒等の教育機会の確保）

ウクライナ避難民の子どもが就学を希望する場合の積極的な受入や、就学や学校での指導等についての留意事項をとりまとめ、適切な対応について通知（4月18日付け文部科学事務次官通知）



日本語教育（避難民に関する日本語教育）

ウクライナからの避難民を対象とした「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」は、4月1日に遡って補助対象とする（4月21日実施 地方公共団体向け説明会 文化庁国語課長説明）



就労（ハローワークにおける就労支援）

避難民の滞在情報や就労希望について、各都道府県労働局又は管轄のハローワークと連携

※就労支援はハローワークが避難民のニーズを踏まえて職業紹介を行う。
（4月19日付け厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課事務連絡）

国の避難民への主な支援策（その2）



各分野におけるウクライナ避難民への対応方針

国民健康保険への加入

「特定活動（1年）」の在留資格を付与され、適用除外要件に該当しない場合には、現行の外国人に対する国民健康保険の適用と同様、市町村において外国人住民となった日から国民健康保険の資格の適用となる。（3月18日付け厚生労働省保険局事務連絡）



介護保険

現行の外国人に対する介護保険の適用と同様の取扱いとなる。（4月7日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）

子育て（子育て家庭への支援）

求職活動や就労等により必要がある場合、保育所等において児童を預けることが可能、「一時預かり事業」などの子育てサービスを利用可能、「児童手当」を市町村へ請求することが可能。

（4月19日付け厚生労働省・内閣府・文部科学省事務連絡）





新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 (コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分) の創設

ウクライナからの避難民への生活支援等にも活用可能

(令和4年4月28日付け内閣府地方創生室事務連絡)

出入国在留管理庁から避難民に対する情報提供

- **避難民に対して**国の支援内容や制度等について**直接手紙を発送**
(4月14日、19日、26日、5月10日、17日、26日、6月3日、17日)
- 入管庁が把握している**避難民の方の情報**を受入自治体へ提供
(月1回、①国籍・地域 ②氏名 ③生年月日 ④居所または住所)

参
考

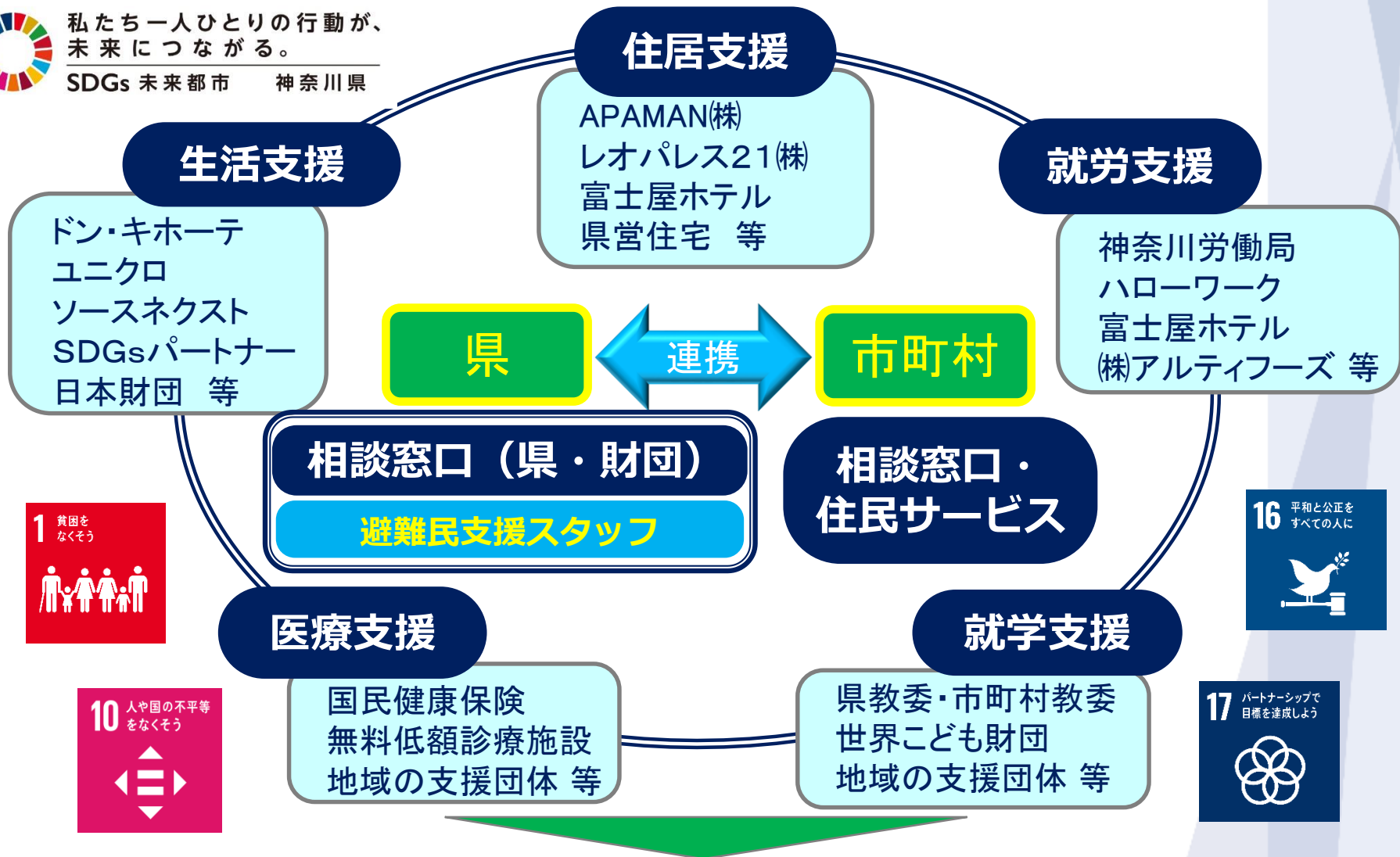
4月16日、ウクライナからの避難民受入を踏まえ、
紛争地からの「準難民制度」の創設の検討を岸田首相が表明

オール神奈川での対応（連携体制）



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県



SDGsの理念のもと、行政だけでなく、企業、支援団体、ボランティア等、オール神奈川で対応



今後の取組み

オール神奈川での対応(連携体制)を強化するため、
支援の輪を広げる

➡ 市町村・企業・支援団体との連携強化



神奈川で生活を希望する方のニーズに応じた
きめ細かい・即応力のある対応

➡ 「支援チーム」による庁内横断的な対応
及び市町村との連携



市町村における住民サービスの提供における言語等支援

➡ かながわ国際交流財団に専任の避難民支援スタッフ
を配置(ウクライナ語及びロシア語対応可能)し、
各種制度の手続きを支援

